

中小企業信用保険法第2条第5項第8号の認定申請について

【対象となる中小企業者】

金融機関が整理回収機構（ＲＣＣ）に貸付債権を譲渡したことにより、借入れの減少等が生じているため、経営の安定に支障が生じている中小企業者のうち、その事業の再生が可能と認められる中小企業者

〔申請書様式 8〕

※ ＲＣＣに対して貸付債権の譲渡がなされる前に、取引金融機関から「返済条件の変更」を受けている場合は、認定対象とはなりません。

債務の「返済条件の変更」とは、以下のような事例となります。

- （１）当初期日は変更せず、毎月の返済額を軽減し、残額を期日一括返済とすること
- （２）期限を延長し、毎月の返済額を軽減し、均等返済とすること
- （３）期限を延長し、毎月の返済額を軽減し、残額を期日一括返済とすること
- （４）据置期間を延長すること

【申請書類】

「提出書類チェックシート」に記載されている書類を提出してください。

控えが必要な場合は、御自身で写しを取ってから御申請ください。

また、認定後、虚偽の申請等により、認定要件が満たされていないことが発覚した場合は、認定を取り消す場合がありますので、御注意ください。

<申請の際の注意点>

- ・ 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ・ 認定書の有効期間はありませんが、認定日から３０日以内に保証協会へ届くよう、お早めに金融機関へお申し込みください。
- ・ 窓口申請の際に、申請者様の業種や売上高等について、ヒアリング等で確認させていただきます。
- ・ 受付時間は平日の８時３０分～１２時、１３時～１７時までとなります。審査・認定には時間がかかりますので、受付終了時間の３０分前にはお越しください。

【認定窓口】お近くの窓口へお越しください。

◆川崎市経済労働局 金融課 電話：044-544-1846

川崎市幸区堀川町 66-20 川崎市産業振興会館 5 階（ＪＲ川崎駅・京急川崎駅下車）

◆川崎市経済労働局 中小企業溝口事務所 電話：044-812-1112

川崎市高津区溝口 1-6-10 てくのかわさき 3 階（ＪＲ武蔵溝ノ口駅・東急溝の口駅下車）

	チェック欄	必要書類	書類概要
1	☒	提出書類チェックシート	この用紙
2	☐	認定申請書（2枚） 【押印不要】	【申請書様式8】 1枚は市に提出、1枚は認定書として交付。 （様式は、市ホームページからダウンロードできます。）
3	☐	借入明細や返済計画書等【写し】	破綻金融機関との取引状況を確認できる書類
4	☐	債権譲渡通知書等【写し】	貸付債権の譲渡をした金融機関から受け取った書類
5	☐	借入している全金融機関 及び貸付債権の譲渡をした 金融機関の借入金残高が確 認できる書類【写し】	全ての金融機関からの総借入金残高及び貸付債権の譲渡を した金融機関からの借入金残高が確認可能な書類 残高証明書、財務諸表、借入証書等 ※直近の借入金残高と前年同期の借入金残高が比較できる ようにしてください。 なお、「直近」とは概ね申請前1か月以内です。
6	☐	事業計画書	事業再生の目標、今後の経営合理化に向けた取組み、債務の 返済計画等を規定した事業計画書（様式は任意）
7	☐	約定書【写し】	貸付債権の譲渡をした金融機関による貸付債権の譲渡時の 借入れの約定書及び借入れの返済条件の変更がなされた整 理回収機構との約定書
8	☐	（法人の場合） 履歴事項全部証明書 【原本または写し】	発行日から3か月以内のもの。 ※本店登記地または事業実態のある事業所が川崎市内であ ること。
9	☐	（個人の場合） 直近の確定申告書【写し】	前年の所得税確定申告書の写し（第一表のみで可） ※納税地・納税者名及び税務署受領の確認ができる必要があ ります。電子申告の場合、「受信通知」または「メール詳 細」を添付してください。
10	☐	（代理人申請の場合） 委任状【金融機関の場合押切 印の押印必要】	代理人の本人確認ができる資料（社員証、免許証等）を御提 示ください。 ※代理人（受任者）が金融機関の場合は押切印の押印が必要 です。

【川崎市ホームページ「セーフティネット8号」】

<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000170497.html>

* 申請書等各種様式はこちらからダウンロードいただけます。

